

サービスを利用する手順

介護サービスを利用するには、介護が必要かどうか、またどれくらいの介護が必要かを認定する要支援・要介護認定を受ける必要があります。その手続きの流れは次のようになります。

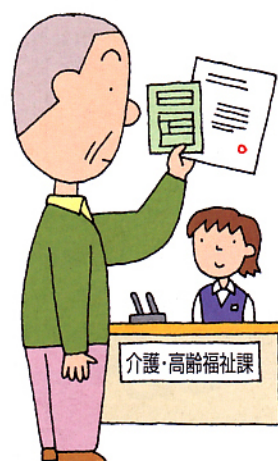
●申請から利用までの流れ

① 申請

介護サービスを利用したいときは、市役所の介護・高齢福祉課か楠総合支所および中部地区を除く各地区市民センターにある申請書に必要事項を記入して提出します。申請できるのは本人または家族ですが、居宅介護支援事業者や介護保険施設、地域包括支援センターや在宅介護支援センターなどが代行することもできます。

申請に必要なもの

- 介護保険被保険者証
- 健康保険被保険者証（第2号被保険者の場合）
- 本人の印鑑、申請者の印鑑



② 訪問調査

市役所または四日市市社会福祉協議会の調査員がご自宅へ伺い、お体の状態など74項目についてお聞きします（その結果をもとにコンピューターによる一次判定を行います）。

主治医 の 意見書

介護に関する医師の意見を参考にします。

③ 審査判定

三河介護認定審査会で、コンピューターによる一次判定と訪問調査の結果、主治医の意見書をもとに、どの程度の支援・介護が必要かを公平に審査し、判定します。審査会は、保健・医療・福祉に関する専門家100人で構成されており、5人1組で審査を行います。

※四日市市では三重郡3町と共同で「三河介護認定審査会」を設置し、コンピューターによるペーパーレス審査を行っています。これにより年間32万枚の紙が節約できます。

④ 認定結果の通知（原則として申請から30日以内）

要介護1～5までの認定を受けた人は介護サービスを、要支援1・2の認定を受けた人は介護予防サービスを利用できます。非該当の通知を受けた場合は、介護保険のサービスは利用できませんが、介護予防事業のサービスが利用できます。認定結果に不服がある場合は三重県の介護保険審査会に申し立てができます。



⑤ 介護サービス計画・介護予防サービス計画の作成

要介護1～5までの認定を受けた人は、居宅介護支援事業者に依頼して、利用するサービスを決め、介護サービス計画（ケアプラン）を作成してもらいます。

要支援1・2の認定を受けた人は地域包括支援センターで介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）を作成します。計画を作成する費用に利用者負担はありません。

※緊急の場合には、認定結果が出る前にサービスを利用できる場合がありますので、介護・高齢福祉課にご相談ください。

⑥ 介護サービス・介護予防サービスの利用

介護サービス計画・介護予防サービス計画に基づくサービスの利用申し込みは、本人、家族による「契約」になります。

介護サービスには居宅サービスと施設サービスが、介護予防サービスには居宅サービスがあり、利用するときには1割の利用者負担が必要です。また、施設サービスを利用するときは、別に食事代などが必要です。

